配電事業ライセンスの検討状況について

令和3年5月20日 資源エネルギー庁

第9回 持続可能な電力システム構築小委員会

(令和3年3月17日開催)

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1)配電事業制度

配電事業制度の詳細制度設計に係る主な論点

資源エネルギー庁 令和3年3月17日 第9回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1-2

本日は、論点②の配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その 導入促進のための事業環境整備の在り方係る論点について御議論いただきたい。

第5回持続可能な電力システム構築小委員会 (2020.7.20) 資料1より抜粋

【全体】

者

論点①:事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方

(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)

論点②:配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方

【各訓	事前準備時	事業実施中	撤退時		
	論点③:参入許可基準の詳細設計 ・地域や住民への事前説明を含む。	論点⑦:区分会計、情報遮断等の 行為規制の適用の在り方	論点⑧:撤退時に備えた各種基準 ・撤退しようとする場合の事業計画に		
玉	論点④:託送約款の料金算定規則·変更命令基準 ・一般送配電事業者の託送料金に照らした適正性を含む。		関する事項(許可基準) ・撤退時の原状回復義務(引継計 画)等		
	論点⑤:引継計画の承認基準 ・適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方を含む(一般送配 電事業者の託送料金が変更される場合の取扱いにも留意。)。		四/守		
	論点⑥:兼業規制に係る適用除外基準				
一広送域	論点⑨:広域機関において定めるべきルール及びシステム ・スイッチングシステム、計画値同時同量等				
機関	論点⑩:一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム ・周波数調整に係る責任分担、災害時・オフグリッド時の責任分担、メータリングシステムの連携等				
事配業電	論点⑪:参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項 ・必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組みも活用。				

資源エネルギー庁 令和3年3月17日 第9回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1-2

【論点②】配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方

資源エネルギー庁 令和3年3月17日 第9回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1-2

(参考) 分散型グリッドの事業環境整備

第7回持続可能な電力システム構築小委員会 (2020.10.16) 資料2-2

- 供給安定性・レジリエンス向上、電力システムの効率化、再エネ等の分散電源の導入 促進、地域サービスの向上等、配電事業に期待される効果は様々あるところ、いずれも 事業者のイノベーションを伴う。
- このため、先進事例等の共有・連携等を図るため、配電事業等の取組を積極的に検討する事業者等が集まり、知見等を集約する場を設けることとしてはどうか。
- また、ここで得られた知見を「分散システム導入プラン(仮称)」にも盛り込んでいくことと してはどうか。

分散型エネルギープラットフォームでの議論について(ERAB検討会にて報告予定)

- 令和3年2月、分散型エネルギーを活用する事業の導入を加速するため、約420社の 関係事業者・自治体・団体等が登録する「分散型エネルギープラットフォーム」を開催し、 地域マイクログリッドの構築や配電事業の実施に向けた課題等について議論を実施。
- これらの課題等は、令和3年4月中旬に開催予定の「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会(ERAB検討会)」において、詳細を報告の上、議論予定。ここで得られた知見を「分散システム導入プラン(仮称)」にも盛り込んでいく。
- ■令和2年度 分散型エネルギープラットフォーム テーマ1:地域マイクログリッドの構築や配電事業の実施に向けた課題の整理(32者が参加)

討議内容	主な論点	主な参加者	
① 地域マイクログリッドの構築(制度、関係者合意等)	地域MG事業における制度的制約、関係 者合意を得るにあたって問題となる点にどの ようなものがあるか	不動産事業者、地域新電力、新電力、 再工ネ発電事業者、旧一般電気事業者	
② 地域マイクログリッドの構築(技術的観点)	地域MG事業における技術的な課題・制 約としてどのようなものが存在するか	ガス事業者、一般送配電事業者、独立 行政法人、大学、メーカー、研究機関	
③ 配電事業への参入	配電事業への参入を検討するにあたって の課題とはなにか	メーカー、ゼネコン、一般送配電事業者、 重工業、ガス事業者、地域新電力	
④ 地域マイクログリッドの構築(事業性、 継続性)	マイクログリッド運用者が事業体として継続的に収益を得るための手段としてどのよう なものがあるか	メーカー、新電力、地方自治体、旧一般 電気事業者、金融機関	

(参考) 分散型エネルギープラットフォームについて

第12回再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会(2021.2.16)資料2 一部修正

- 需給一体型を含む分散型エネルギーモデル導入加速化のためには、課題の抽出、分析を行うこと、 及び関係する多様なプレイヤーが情報を共有し、共創する環境を醸成することが重要。
- 資源エネルギー庁及び環境省は、**分散型エネルギープラットフォーム**を令和元年より共同で開催。
- 令和2年度は、家庭、企業/公的機関、地域の枠組みごとに、ZEHの普及拡大、企業における 自家消費の促進、地域マイクログリッドの構築等のテーマを設定して、関連する事業者、自治体等の情報交換と課題の抽出、整理を行った。

令和2年度 分散型エネルギープラットフォーム 意見交換会 (令和3年2月)

テーマ1:

地域マイクログリッドの構築 や配電事業の実施に向けた 課題の整理

想定参加者:

- ▶ 経済産業省、環境省のマイクログリッド事業に 採択された事業者、自治体
- ▶ 配電事業への参入を検討している事業者 等

討議内容例:

- ▶ 地域マイクログリッドの各フェイズ(事前検討、 プラン策定、構築、事業継続)における課題
- ▶ 配電事業への展開を踏まえた課題

テーマ2:

地域資源を利活用するため の地域エネルギー事業者と 自治体の役割と可能性

想定参加者:

▶ 地域のエネルギー事業に関わっている事業者、 自治体等

討議内容例:

- ▶ 地域エネルギー事業の担い手・旗振り役となり 得る主体は何か
- ▶ 地域エネルギービジネスの展開の方向性 等

テーマ3:

家庭、企業/公的機関の 自家消費促進

想定参加者:

- ➤ ZEH施工実績のある一般工務店
- ▶ 第三者所有モデル提供事業者
- ▶ 自家消費を実践している需要家

討議内容例:

- ▶ 一般工務店と第三者所有モデル提供事業者との協業に向けた課題
- ▶ 需要家にとって必要な情報の整理

等

【参考】令和元年度 分散型エネルギープラットフォーム

- ◎ 電力、ガス、電機、住宅、自動車、建設、金融、商社、自治体など**約350企業、450名**が参加
- ◎ 家庭、大口需要家、地域毎に、分散型エネルギーモデル普及に向けた課題を議論



分散型エネルギー プラットフォーム 第1回会場の様子

資源エネルギー庁 令和3年3月17日 第9回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1-2

(参考) 令和2年度「分散型エネルギープラットフォーム」について

● 令和2年度分散型エネルギープラットフォームの意見交換会では、配電事業について 事業者・自治体等から以下のような課題について意見があった。

■事業性・収益モデル構築の観点

- ・設備費用やメンテナンスコストなど一般送配電事業者の保有する設備の具体的な状態や数字が分からないと利益を生み出す源泉が把握できない。
- ・具体的なエリアを特定し、一般送配電事業者の情報を開示する仕組みがあれば、事業性の判断が付き参入検討の余地が増える。
- ·一般送配電事業者に委託すると収益性が悪くなるため、バランスが難しい。
- ・メンテナンス費用の合理化が課題。配電事業では、規模が小さいためスケールメリットが活かせない。
- ・小規模な配電事業では、配電事業だけでの収益の確保が困難。
- ・設備コストを下げるために、既存のDER、CGS、蓄電池を活用して新規投資を抑える方法があるが、それは**顧客が保有している設備であるため、配電事 業者がどこまで管理や制御ができるか、配電事業者がどう責任取るか等が課題**。
- ・<u>レジリエンス向上はコストがかかる一方で対価の設定が難しい</u>。参入する大義がレジリエンス強化であるならば、それが<u>何らからの見える形で評価されるべきである。自治体はレジリエンス強化に意義を感じているが、レジリエンス強化の観点からマネタイズさせることが難しい。</u>
- ・一般送配電事業者が赤字で運営している地域については、貸与価格がマイナスになり収入となる場合もあるが、一般送配電事業者に委託する業務がある以上、委託料の支払いと相殺され、**赤字エリアの参入が難しいことにならないようにしてほしい**。
- ・電力データの利活用と配電事業の融合はマネタイズの観点から重要な視点。
- ・企業版ふるさと納税などの形式で、民間資金も活用した、分散型電源導入もありうるのではないか。

■発電・小売事業の兼業や他サービスとの連携

- ・**託送量を増やすために、需要家を増やす、電化されていないところを電化する等の営業行為を行いたい**。これが難しいと配電事業単体での参入は考えに くい。
- ・電力自由化の趣旨とバッティングするが、**発電・小売電気事業との兼業ができないと事業性は確保できない**。
- ・小売電気事業や地域向けサービスなど、他のサービスを展開しなければ、事業性の確保は厳しい。
- ・EUでは兼業規制の上限が10万軒未満という話があったが、基準を厳しくされるとマネタイズが難しくなる。
- ・中立性の観点から兼業規制があるが、参入検討の観点からこの基準を更に明確にしてほしい。
- ・地方においては、他サービスと合わせて事業を行うことで地域全体での赤字削減という視点も重要。
- ·一定規模の需要を囲い込まないと事業性は確保できない。顧客の囲い込みが必要であるが、需要家の選択の自由の権利を守るのも重要。

【論点②】配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方

(参考) 令和2年度「分散型エネルギープラットフォーム」について(続き)

■再エネ普及の観点

- ・再エネ普及には蓄電池が重要であるが、蓄電池投資にはコストペイするか事業性の課題がある。
- ・再エネ拡大も同時に進めようとする場合、ある程度の土地が必要であるが、そのような場所は需要密度が低い場合も少なくなくバランスが難しい。
- ・配電系統でのノンファーム接続など、配電系統の容量を最大限利用することで、再エネ普及につながる。
- ・再エネが多い地域では突発的に発電し、過電流となりその地域だけ停電することも起こり得る。**需要家の設備の運転に制限を入れる時に、どう納得しても らうかが重要**。
- ・九州などでは、ピーク時に出力抑制で捨てている電気が多いため、**捨てている電気をプールする「電力ストレージ」のような仕組み**があれば良い。
- ・配電網内に再エネ電源を導入する場合、例えば、これに関する託送料金を0円にするなど**柔軟な託送料金設定ができれば良い**と考える。

■レジリエンス向上・災害時対応の観点

- ・ブラックスタートには蓄電池が必要になるが採算性が課題。
- ・台風や災害時等、配電線の故障等に対応する場合、レジリエンスの低下防止のためのマンパワーを確保することは難しい。
- ・**復旧作業の簡略化、合理化の観点**から、いかに手動や目視だけで復旧させるか、リードタイムを確保できるかなど運用面の課題がある。
- ・オフグリッド運用時の系統連系技術要件等の解釈も明確であるべき。
- ・大規模災害の発生対応のために、行政の避難計画と運用計画を摺合せることが重要。

■ 自治体等関係各所との連携や地域の住民合意の観点

- ・特色ある新たな価値を提案する事業を行おうとすると、需要家件数が数万から数十万軒以上は必要であると考える。この規模だと<u>住民理解を進めるために</u> 自治体の協力が必要。
- ・話を前に進めていくためにも一般送配電事業者の協力が必須。
- ・自治体の巻き込みを考える際に、自治体の適切な職員を巻き込まなければ、事業検討が進まない。
- ・配電事業参入に当たるガイドラインがなければ、関係各所との厳密な議論が難しい。
- ・事業者として事業収益性、制度面に関連して、パートナーとして誰と組めば良いか分からない。
- ・自治体も地域のレジリエンス強化という課題について誰に相談したら良いか分からない。
- ・事業者と自治体のマッチングが課題であるため、マッチングできる制度面のサポートがあると良い。
- ・地域の合意形成などの分野に明るい人材、企業がいないので、課題等を整理できるコーディネート役が必要。
- ・レジリエンス強化や自家発に関心が高い自治体は多い。ただ、地方では誰が地域の主体者となるかを決めることは難しい。
- ・自治体は防災や環境価値に関心があり、需要家は価格面に関心がある。地域への説明においても、レジリエンスと収益性のバランスが難しい。
- ・緊急時独立運用の際は、需要家が普段通りに電力を消費すると、需給調整が困難になるため、**需要家との調整方法が課題**。
- ・一般送配電事業者以上に、住民の方々に安心感を与えることは難しい。

■技術・保安の観点

- ・特に地方では、運用システムの担い手確保など、人材不足、情報不足が課題。
- ·AI、IoT等を活用した巡視の遠隔管理など、保安業務の効率化が重要。

資源エネルギー庁 令和3年3月17日

第9回持続可能な電力システム

構築小委員会 資料1-2

第10回 持続可能な電力システム構築小委員会

(令和3年4月23日開催)

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1)配電事業制度

配電事業制度の詳細制度設計に係る主な論点

資源エネルギー庁 令和3年4月23日 第10回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1

本日は、事業開始等の業務フロー、参入許可・引継計画承認等の基準、兼業規制、 撤退、申請内容等に係る論点について御議論いただきたい。

> 第5回持続可能な電力システム構築小委員会 (2020.7.20) 資料1より抜粋

【全体】

論点①:事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方

(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)

論点②:配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方

【各詞	事前準備時	事業実施中	撤退時
	論点③:参入許可基準の詳細設計 ・地域や住民への事前説明を含む。	論点⑦:区分会計、情報遮断等の 行為規制の適用の在り方	論点⑧:撤退時に備えた各種基準 ・撤退しようとする場合の事業計画に
围	論点④:託送約款の料金算定規則・変更命令基準 ・一般送配電事業者の託送料金に照らした適正性を含む。		関する事項(許可基準) ・撤退時の原状回復義務(引継計 画)等
	論点⑤:引継計画の承認基準 ・適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方を含む(一般送配 電事業者の託送料金が変更される場合の取扱いにも留意。)。		四/ 计
	論点⑥:兼業規制に係る適用除外基準		
一広	論点⑨:広域機関において定めるべきルール及びシステム		

送域 機

・スイッチングシステム、計画値同時同量等

論点⑩:一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム

・周波数調整に係る責任分担、災害時・オフグリッド時の責任分担、メータリングシステムの連携等

事配 業電 者

関

論点(1):参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項

・必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組みも活用。

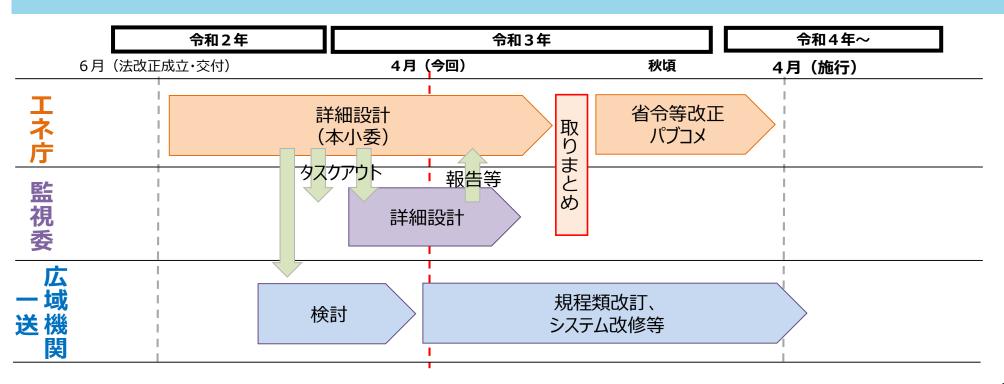
資源エネルギー庁 令和3年4月23日 第10回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1

【論点①】事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方

資源エネルギー庁 令和3年4月23日 第10回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1

(参考)制度施行に向けて

- 昨年6月の電気事業法の改正を踏まえ、本小委員会及び電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合において詳細制度設計を進めているところ。また、消費者意見の反映の観点から、本小委員会及び料金制度専門会合においては、消費者団体の代表を委員とするとともに、消費者庁をオブザーバーとして議論を進めている。
- 電力広域機関や一般送配電事業者においては、第7回及び第8回の本小委員会の 議論等を踏まえて、システム改修等の検討を開始。
- 令和4年4月の配電事業の施行に向けて、引き続き検討を進めていく。



【論点①】事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方

配電事業開始までのフロー

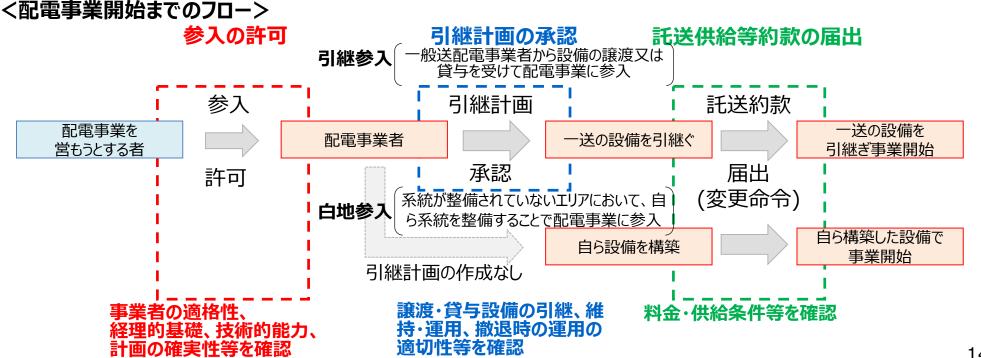
資源エネルギー庁 令和3年4月23日 第10回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1

配電事業を営もうとする者は、国に対し、

許可 承認 届出

引継 約款

- 配電事業の参入許可申請(配電事業の許可基準への適合を、配電事業を営もうとする 者の経理的基礎、技術的能力、事業実施の確実性等から審査)を行い、許可後に、
- ② 引継計画の承認申請 (※) (参入時や撤退時の**適正かつ円滑な設備の引継・需要家等 への通知、クリームスキミング防止**等の審査)と、
- ③ 託送供給等**約款の届出**(事業実施期間中の**託送料金などの供給条件**が適切であること を行うことが必要とされている。
- (※)一般送配電事業者から設備の譲渡又は貸与を受けて配電事業に参入(以下「引継参入」という。)する場合は、「引継計画」の作成が必要。系統 が整備されていないエリアにおいて、自ら系統を整備することで配電事業に参入(以下「白地参入」という。)する場合は、「引継計画」の作成は不要。



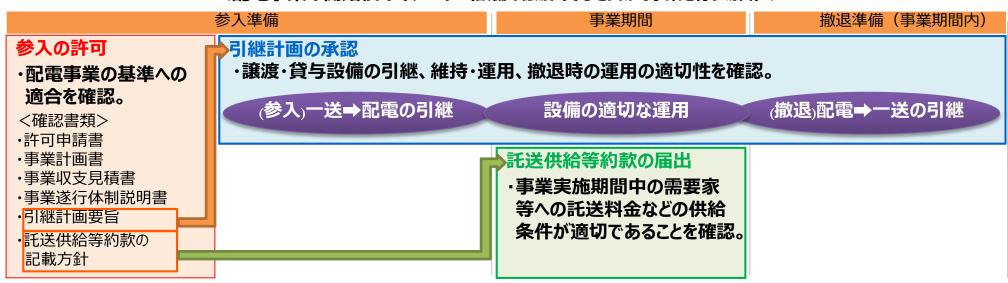
【論点①】事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方

配電事業者の参入許可後から事業実施時、撤退までの管理について

資源エネルギー庁 令和3年4月23日 第10回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1

- 「引継計画要旨」には、「引継計画」のうち、**自治体や需要家等への説明や撤退時の取決め**等
- 「託送供給等約款の記載方針」には、「託送供給等約款」に記載する<
 託送料金その他の供給 条件の設定方針等 を記載し、提出を求めることとする。
- ◆ 参入許可等を得た後も、国は、配電事業の適切な実施を担保する観点から、
 - 「引継計画」の実施において、配電事業者が一般送配電事業者から**譲渡又は貸与を受けた設 備を適切に維持・運用**していること
 - 「託送供給等約款」の運用において、**適切な供給条件で託送供給**が行われていること を確認することとする。

<配電事業の開始後のイメージ(設備の譲渡・貸与を受けて事業を行う場合)>



※「引継計画要旨」、「託送供給等約款の記載方針」は、参入許可時の審査対象であることから、許可後に作成する「引継計画」、「託送供給等約款」 は、原則これらの内容を踏まえたものであることが必要。仮に内容が変更となる場合は合理的な理由を説明することが必要。

資源エネルギー庁 令和3年4月23日

第10回持続可能な電力システム構築小委員会 資料1

(参考)参入許可を得ても引継計画が承認されない場合について

約款 許可承認 届出

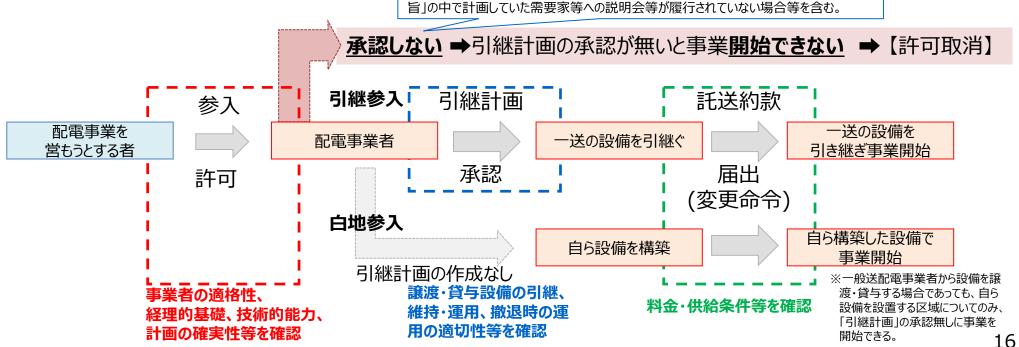
引継参入する場合、参入許可を得ても「引継計画」が承認されなければ、設備の譲渡又 は貸与を受けて事業を開始することはできない。参入許可時に提出する「引継計画要 旨」に記載された自治体・需要家等 (※1) への説明会等が実施されていない場合も、「引 継計画」が承認されないため、事業開始できない仕組みになっている。(P24に詳細を記載) (※1) 発電事業者、小売電気事業者、道路管理者等の土地所有者等も考えられる。

「引継計画」の承認なく、譲渡又は貸与された設備を使用して事業を開始する場合や省 令で定める期間内に事業開始しない場合は、**業務改善命令や許可取消しの対象**となる。

<「引継計画 |が承認されない場合のフロー>

【引継計画に不備がある場合】

「引継計画」が「引継計画要旨」から合理的理由なく変更される場合や、「引継計画要 旨」の中で計画していた需要家等への説明会等が履行されていない場合等を含む。





(参考) 一般送配電事業者の情報活用ニーズと目的外利用の禁止について

- 配電事業を営もうとする者には、参入許可申請時等に、事業収支見積書や事業計画書(自治体・需要家等への説明会等の実績含む)、「引継計画要旨」等の申請書類の作成に必要な情報の取得ニーズがある。
- 一方で、一般送配電事業者は、「託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り 得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報を<u>当該業務</u> (略) の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供」してはならないことと されている。

(一般送配電事業者の禁止行為等) (令和4年4月1日施行予定)

(参考:改正電気事業法 一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 **託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報**(電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。) <u>を当該業務</u>及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二•三 (略)

2~6 (略)

配電事業を営もうとする者に対する一般送配電事業者の情報提供について



参入 引継 約款 許可承認 届出

- このため、配電事業を営もうとする者が、参入許可や引継計画承認の申請等に必要な 情報を入手できるよう、下記のとおり、取扱いを整理することとしてはどうか。
 - ①「分散システム導入プラン(仮称)」には、配電事業の参入許可申請等に必要な 情報について、情報の目的外使用の禁止(※1)を含む秘密保持契約等を締結した上 で、一般送配電事業者から、以下の情報提供を受けられることを明記する。
 - <参入許可の申請準備段階>
 - ・参入予定エリアの**総需要や時間帯別の需要**などの統計情報
 - ·設備の譲渡料·貸与料や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額 (※2)
 - ・その他競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報
 - <参入許可の取得後>
 - ・個別の電気供給事業者や電気工作物等に関する情報(※3)
 - (※1)配電事業に必要な情報の提供は、電事法第23条の、託送供給等の業務に関して知り得た情報の目的以外の提供には当たらない。
 - (※2)譲渡料・貸与料、委託料の見積もり金額の算定の考え方は、「分散システム導入プラン(仮称)」に記載。
 - (※3) 電気の使用者に関する情報については、電事法に加え、個人情報保護法に基づく取り扱いが必要。
 - ②「系統情報ガイドライン」では、既に一部の系統情報は、求めに応じて、一般送配電 事業者が身分確認等を実施した上で、閲覧や事前相談等を通じて「提示情報」とし て、提供が可能とされているが、「配電事業を営もうとする者」も同様に情報提供を受 **けられることを明記**する。
- なお、参入判断のための事業性評価や配電事業に参入するエリアを検討する際に、改 正電事法に基づく認定協会から提供される電力データを活用することも考えられる。

(参考) 系統情報ガイドラインについて



- 系統情報は、電力系統を利用している発電設備設置者にとって極めて重要な情報である ことから、「系統情報ガイドライン」において、その情報の提供について定められている。
- 例えば、参入許可申請時に必要な、配電系統図等、高圧の配電線(6kV以上の電線路等)に関する情報は、「系統情報ガイドライン」に基づき提供を受けることが可能。

許可申請書類

※青字は一般送配電事業者からの情報提供が必要なもの

- 事業収支見積書
 - ・電灯料、電力量(想定需要、単価) ※統計的に加工された情報を入手し「想定需要」を作成
- ●事業計画書
 - ・毎年度の需要見込み、供給の計画
 - ・工事の概要(送電線路、変電所、発電所)
 - ・工事の工程
 - ・工事費の概要

(添付書類)

- ■電気工作物の概要
- ●送配電関係一覧図
- ●電力潮流図
- ●変電所又は発電所の主要設備の配置図

「系統情報ガイドライン」により提示を受けられる情報

・発電設備設置者の求めに応じた情報の提示 発電設備設置者の求めに応じて身分確認等を行ったうえで 以下の情報について提示する(何らかの算定等を行うものに ついては、その過程で用いた根拠を含む。)。 (略)

(高圧)

- ・配電線の配電系統図(送電容量・バンク容量)
- ・配電線の予想・実績電流
- ・配電線の系統技術に係わる諸データ(設備定数(送電線・変圧器の電圧やインピーダンス)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況)
- ・配電線の配電設備計画
- ・配電線の停電実績

(参考) 貸与価格等の算定に必要なデータの整備・提供について



第6回料金制度専門会合 (2021.2.1) 資料3

- 上述のような考え方に基づき配電事業者と一般送配電事業者の協議により貸与価格等を決定するに当たっては、過去の実績値等のデータが必要となる。
- 両者が適切に協議を行うことができるよう、また国がその適切性を確認できるよう、以下のようにデータの透明性を確保することが必要ではないか。
- (1) 配電事業開始時の貸与価格等の算定に必要なデータは、一般送配電事業者が有していると考えられることから、一般送配電事業者が提供することが必要。
 - → 配電事業を営もうとする者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者は当該データについて過去の実績値等(※) (少なくとも例えば、過去3年間)を提供することをルール化してはどうか。
 - ※ (例) 設備保全台帳等の情報やスマメデータ
- (2) また、翌期の貸与価格等の算定に必要なデータは、配電事業者が有していると考えられることから、配電事業者が提供することが考えられる。
 - → 配電事業者の会計整理において、配電事業者の配電に係る実績費用や実績収入を確認できる情報が整理されていることが必要。このため、配電部門収支計算書(当期純利益まで)のほか、社内取引明細書、固定資産明細表及びインバランス収支計算書の4つの様式の作成及び公表を義務付けることとしてはどうか。

資源エネルギー庁 令和3年4月23日 第10回持続可能な電力システム構築小委員会 資料1

(参考)配電事業者の託送料金を設定するために必要なデータの提供等について

第7回料金制度専門会合(2021.3.8)資料3



- 上述の基準を満たす託送料金を設定するにあたっては、過去の実績値のデータが必要となる。
- 配電事業者が適切に託送料金を設定できるよう、また国がその適切性を確認できるよう、 以下のようにデータの透明性を確保することが必要ではないか。
- (1) 配電事業開始時の配電事業者の託送料金の設定に必要なデータは、一般送配電事業者が有 していると考えられることから、配電事業を営もうとする者 ^(注7) から提供の依頼があった場合、一 般送配電事業者が提供することが必要である。
 - → 配電事業を営もうとする者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者は当該データに ついて過去の実績値 (注8) (例えば、直近1年間) を提供することをルール化してはどうか。
 - (注7) 行為規制上の取扱いについては引き続き検討する。
 - (注8) 個別需要家ごとの実績需要量(アンペア、kW、kWh等)や託送料金収入(算定根拠を含む)等
- (2) 配電事業者は、同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合、変更後の託送料金と比較しても、適正な水準であることを確認することが必要である。当該確認のために必要なデータは、配電事業者が有していると考えられることから、配電事業者は、過去の実績値に、公表されている一般送配電事業者の託送料金を適用した場合の平均単価等を算定し、確認することとしてはどうか。 (注9) (必要に応じて、託送料金の変更届出を行う)
 - (注9) 国が配電事業者に対し、報告徴収により上記の算定結果の提出を求め、配電事業者と一般送配電事業者の 料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査する。

(参考)「統計化」したスマートメータデータの電事法等との関係整理



第11回電力・ガス基本政策小 委員会 (2018.9.18) 資料6

- 本委員会では、データ利用に当たり、個人情報保護法や、電気事業法における「情報の目的外利用の禁止」規定も踏まえ、課題を整理・検討するとしてきた。
- この点、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人情報保護法における 「個人に関する情報」に該当するものではない(個人情報保護法ガイドライン(匿名加工情報編))ため、その利用や提供に際し、需要家からの同意取得は不要である。
- また、電気事業法第23条第1項第1号の規定の趣旨は、一般送配電事業者が、ある小売Aの需要家情報等を、本来の目的とは異なる目的で他の小売Bへ提供すること等は、競争条件の公平性の確保の観点から問題であるため、これを防止するものである。
- これらを踏まえれば、「統計情報」については、その情報を公平・透明な形で利用又は提供する限り、同号が想定する競争条件の公平性確保の観点から問題となる情報には当たらないと考えられることから、電気事業法との関係でも問題にならないと整理することが適当と考えられる。

電気事業法

(禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

 ─ 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。)及び電気の使用者に関する情報を 当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

適正な電力取引についての指針

Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方

2(2)-1-1 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等をいう。

- ① 他の電気供給事業者の電源(契約により調達するものを含む。以下同じ。)及び電源開発の状況
- ② 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等
- ③ 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等

「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- 他の電気供給事業者の経営状況の把握
- ② 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案
- ③ 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動
- ④ 他の電気供給事業者の需要家を自己又は自己の関係事業者に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること
- ⑤ 電力市場において自己又は自己の関係事業者に有利な取引結果を現出させるために利用すること

資源エネルギー庁 令和3年4月23日 第10回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1

【論点③】参入許可基準の詳細設計

(参考) 第8回本小委員会での議論

委員

- 配電事業については、当面の間は一送であるとか、あるいは、小売事業者に委託などの形を通じて様々御協力願わなきゃいけないというふうな記載になっているわけですけれども、**誰に義務があるのかというところはちょっと明確にしておいたほうがいい**のかなと思います。これは、配電事業者が参入するに当たっても、自らが課せられている義務が何かということは明確にされていないと、後で事後的にトラブルになるのはやはり不本意かなというふうにも思いますので、ちょっとそこの線引きはしっかりお願いできればと思います。
- 供給責任、要するに、役割分担は何で責任の所在はどうなのであるかということは、やはりあらかじめきちんとしておかないと、後に何らかトラブルが起こったときに非常に調停というか調整が難しくなると思いますので、こういったところはあらかじめよくルール作りをしておきたいというふうに思います。民間の事業などでも、そういったことで非常に時間やコストを要してしまうことがございますので、そうできればと思います。

オブザーバー

○ エリア全体の需給運用、系統運用の観点から、一般送配電事業者が配電事業者に対して指示を出すということはあると思いますけれども、基本的には両者は協力関係であって、配電事業についての責任、これは配電事業者が負うというのがこの制度の根幹であるというふうに考えております。制度の趣旨に沿って、責任分担を明確化していただくようお願いいたします。

事務局

○ それから、幾つかの委員から一般送配電事業者と配電事業者の責任関係の義務の明確化をといったことで御指摘をいただきました。こちらについては、もう既に御指摘もあったところですけれども、法律上明確に、例えば配電事業者に対しては周波数電圧維持義務などが課されているところでございまして、責任はこれはもう法律で明確に配電事業者にあるわけでございます。これについて入り口論といたしまして、例えば最初は委託でということも許容していってはどうかといった御議論を積み重ねてきているところでございまして、この根っこのところはそういう責任分担であるということは、改めて確認をさせていただければと考えてございます。

[論点③]参入許可基準の詳細設計 (参考)配電事業者の義務等について 資源エネルギー庁 令和3年4月23日 第10回持続可能な電力システム構築小委員会 資料1

第2回持続可能な電力システム構築小委員会(2020.11.20)資料1より一部修正

- 一般送配電事業者の設備を利用する配電事業者の参入を認めると、その配電事業者は特定のエリアにおいて 独占的にネットワークを運用する主体となる。このため、その特定のエリアの安定供給や需要家利益を確保する 主体としての適格性を事前に審査することが必要と考えられることから、一般送配電事業者と同様に経済産業 大臣による許可制とし、配電事業ライセンスの法的義務も一般送配電事業者に倣った内容とされている。
- 他方、需要家保護の観点からは、いざという場合の最終的な電気の供給を確保するための最終保障供給義務、及び供給コストが高い離島に対して全体での広い負担により一定料金水準での供給を行うための離島供給義務は、サービスを提供する事業者への負担となるため、一定の負担に耐え、社会的責任を果たしうる能力を有している事業者が担う必要があるため、配電事業者と比較して経営体力のある一般送配電事業者に引き続き課される。

【事業規制】

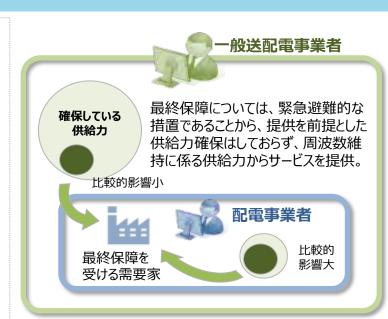
◆ <u>経済産業大臣の許可制</u>

【主な義務・規制】

- ◆ 事業の休廃止の事前許可制
- ◆ 一義的な託送供給義務・電力量調整供給義務(約款変更命令付届出制)
- ◆ 需要家や発電設備と系統とをつなぐ配電設備の接続義務
- ◆ 会計分離·行為規制
 - (特定の発電事業者・小売電気事業者に対する差別的取扱いの禁止等)
 - 兼業禁止の行為規制は、離島等一定の条件の下、適用を除外
- ◆ 一義的な電圧・周波数維持義務
- ◆ 電力広域的運営推進機関への加入義務
- ◆ 供給計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務
- ◆ 経済産業大臣の供給命令に従う義務
- ◆ 経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令に従う義務
- ◆ 円滑な託送業務等の引き継ぎを行うための計画の策定

【該当すると想定される者(例)】

◆ 民間企業、自治体、一般送配電事業者等の合弁による配電事業者



※なお、離島供給義務の履行のためには、離島エリア内に 平時から活用可能な供給力が存在する必要があるが、他 の地域と遜色ない料金水準を維持することが制度的に求め られているため、供給区域全体でそのコストを薄く広く負担し うる、一般送配電事業者を義務主体とすることが適当。 25

(参考) 配電事業の主な業務

第8回持続可能な電力システム構築小委員会(2020.12.18)資料2-1

- 電気事業法上、配電事業は、一般送配電事業に倣った義務が課されていることから、基本的には配電事業者は、一般送配電事業者と同様の業務を行うことが想定される。
- 他方、新規参入者は、参入後にその業務を段階的に拡大していくことが基本と考えられることから、 一部の業務については、一般送配電事業者に委託できることとされた。
- このため、各業務ごとに、一般送配電事業者や電力広域機関との間で必要となる契約やシステムについて、配電事業者が行う中長期的な業務イメージを整理の上、制度開始当初から当面の間の業務イメージの両方の視点から整理を行うこととしたい。

配電事業者の業務例

1. 計画業務

供給計画

・・・需要想定、供給力見通し、設備整備計画等

•••接続検討等

2. 運用業務

需給管理

・・・需給計画の作成・提出、調整力確保、周波数調整等

系統管理

・・・電圧維持、系統操作、設備管理等

保安

***巡視、点検、事故対応等

3. その他

***託送関連業務(検針、精算等)

(参考) 電気保安の確保の観点から求めるべき要件(保安体制の確立)

■ 電気事業法上、電気工作物に対する保安維持義務は、設置者責任が原則。

保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全 小委員会 電気保安制度ワーキンググループ (2021.1.22) 資料8

- このため、現在、配電設備の設置者である一般送配電事業者に対しては、電気事業法に基づき事業用電気工作物の維持義務(技術基準適合義務)や保安規程の制定・遵守義務、保安の監督を行う主任技術者の選任義務などが課されているところ。
- また、事故時の**国への事故報告**や国による**報告徴収や立入検査に対しても適切な対応**が設置者に求められている。(外部への委任はできない)。
- **最低限確保すべき安全規制は事業者によらず同一とするべき**であり、改正電気事業法に基づく配電事業者に 対しても、(配電設備の保有形態(保有や貸与)によらず) 一般送配電事業者と同等の保安上の義務を 課すべきではないか。

【一般送配電事業者における保安上の義務】

事業用電気工作物の維持義務(法第39条)

✓ 事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するよう維持。

保安規程の制定、遵守義務(法第42条)

✓ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、これを遵守すること。

主任技術者選任義務(法第43条)

✓ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任すること。

一般用電気工作物調査の義務(法第57条)

✓ 一般用電気工作物と直接に電気的に接続する電線路を維持し、及び運用する者は、経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。

(参考) 配電事業の変更等に伴い許認可・承認・届出が必要となる項目例

許認可・承認・届出が義務づけ られている条文	内容	許可	認可	承認	届出	
第14条(事業の休止及び廃止 並びに解散)	配電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、許可を受けなければならない。 一般送配電事業者の解散についての株主総会の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	(休止・ 廃止)	(解散)	-	-	
第24条(供給区域外に設置する電線路による供給)	供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、 当該電線路により電気の供給を行おうとするときは、供給する場所ごとに、 経済産業大臣の許可を受けなければならない。(配電事業の用に供す るための電気を供給するとき、及び振替供給を行うときは、この限りでない。)	0	-	-	-	
第27条の12の7(供給区域の 変更)	供給区域を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。	0	-	-	-	
第10条(事業の譲渡し及び譲 受け並びに合併及び会社分割)	配電事業の全部の譲渡し及び譲受け、合併及び会社分割(配電事業の全部を承継させるものに限る。)は、認可を受けなければ、その効力を生じない。	-	0	-	-	
第27条の12の12(引継計画の 承認等)	一般送配電事業者等から譲渡又は貸与を受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときは、当該事業者と共同して引継計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならず、これを変更しようとするときも同様とする。(軽微な変更の場合には、遅滞なく届け出ること。)	-	-	0	-	
第9条(電気工作物等の変 更)	電気工作物について重要な変更をしようとするときは、届出が必要。	-	-	-	\bigcirc	
第13条(設備の譲渡し等)	配電事業の用に供する設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的としようとするときは、届出が必要。	-	-	-	0	
第27条の12の11(託送供給等約款)	託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、 託送供給等約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならず、これを 変更しようとするときも同様とする。	-	-	-	0	
第29条(供給計画)	電気事業者は、毎年度、供給計画を作成し、当該年度の開始前に (電気事業者となった日を含む年度の場合は、電気事業者となった後 遅滞なく)、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければなら ない。	-	-	-	0	

資源エネルギー庁 令和3年4月23日 第10回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1

(参考) 配電事業の主な業務(第8回本小委員会のまとめ)

	主な業務内容	主な参照条文・指針等	役割例 ^(※1)
供給計画	供給エリア内の向こう10年間の整備 計画や需要・供給力の見通しを策 定・届出	第29条(供給計画)	配電事業者は、自エリアの供給計画を届出。一般送配電事業者は、配電事業エリアを含むエリア 全体の供給計画を届出。
系統アクセス	接続に関する申込みがあった場合、接続検討等	第27条の12の10(託送供給義務等)	配電事業者は、自エリアの接続検討を実施。一般送配電事業者は、配電事業者の依頼に応じて、 配電事業エリアの上位系統の接続検討を実施。
需給管理·周 波数調整	BGの計画受付・管理 調整電力計画の作成・提出 インバランス補給等	第26条(電圧及び周波数) 第27条の12の10(託送供給義務等)	配電事業者は、当面の間は一送へ委託することが基本(電力広域機関やBGのシステム・業務対応が必要なため)。一般送配電事業者は、配電事業エリアを含むエリア全体の需給管理を実施。
系統管理	系統構成の検討、系統切替え等の 運用並びに、事故等の際は、速やか に再通電が可能となるよう、常時監 視や再開閉等の運用	第26条(電圧及び周波数) 第26条の2(事故の備え及び事故時の措置) 第27条の12の10(託送供給義務等)	 従来から一送が運用してきた系統に参入する場合は 一送への委託が基本。 配電自動化システムで管理される系統については配 電事業エリアと一体的に運用。
保安	電気工作物の技術基準適合、保安規程の遵守、主任技術者の選任	第39条(事業用電気工作物の維持) 第42条(保安規程) 第43条(主任技術者) 第57条(調査の義務)	 配電設備の保有形態(所有や貸与)によらず、配電事業者が保安上の義務を負う(※2)。
検針・精算	小売電気事業者への確定使用量や速報値の提供、託送料金の請求等	第27条の12の11(託送供給等約款)	一般送配電事業者のメータリングシステムを活用した 形での委託が基本。
スイッチング支 援	託送供給先の小売電気事業者が切り替わる際の連携システム構築・運用	※第28条の15の規定による電力広域機関の設立認可基準及び同機関の送配電等業務指針	電力広域機関やBGのシステム・業務対応が必要な ため、当面の間は一送へ委託することが基本。

^(※1)一般送配電事業者に委託する場合であっても、法律上の義務は一義的に配電事業者が負うことに留意。

^(※2) 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ (2021.1.22) にて整理。

配電事業の参入許可審査基準について



- 配電事業者は特定のエリアにおいて独占的にネットワークを運用する主体であり、一般送配電事業者に倣った法的義務を負う。このため、配電事業を営もうとする者に対して、国は、当該エリアの安定供給や需要家利益を確保する主体としての適格性を事前に審査する必要があり、配電事業者の参入許可審査基準に倣うこととしてはどうか。
- 「中間取りまとめ」で、配電事業者の新規参入時には、「配電事業者から個々の需要家に対し、 配電網の担い手が変わることについての通知が行われること」に加え、「事業を開始する地域の自 治体等の関係者への事前説明が丁寧になされるべき」とされている。また、参入許可後に、一般 送配電事業者から新たな情報を入手し、これに基づき、より丁寧な通知や説明がなされることや、 撤退時に円滑に一般送配電事業者に設備等が引き継がれることは重要である。
- このため、配電事業者の参入許可基準のうち「配電事業の計画が確実であること」については、一般送配電事業者の参入許可審査基準に加え、
 - ① 自治体や需要家等への事前説明会や通知等が十分になされており、**参入許可後事業開始** までに改めて十分な説明等がなされると認められること、
 - ② 一般送配電事業者との間で、「撤退時に備えた取決め」</u>がなされることについても審査することとしてはどうか。
- また、配電事業者は、将来的に自ら託送供給等業務等を果たすことが期待されるため、一般送配電事業者への業務委託を前提として事業を開始する場合には、将来的に委託によらず自ら技術的能力を獲得していく見通しを「事業計画書」に記載し審査の対象とすることとしてはどうか。
- さらに、配電事業者が、FIT賦課金等の法令等で定める公益的費用を適正に支払うことが認められることについても審査することとしてはどうか。

(参考)一般送配電事業の参入許可基準及び審査基準

資源エネルギー庁 令和3年4月23日 第10回持続可能な電力システム 構築小委員会 資料1

一般送配電の許可基準(電気事業法第5条)

- 一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。
- 二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 その一般送配電事業の計画が確実であること。
- 四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。
- 五 その一般送配電事業の開始によってその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。

一般送配電事業の許可審査基準(電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等)

「第1号要件]

① 一般送配電事業の開始が、その供給区域における電気の供給の要請に応じて行われるものである場合

「第2号要件]

②一般送配電事業を健全な状態において長期的に継続して遂行するための設備資金、**運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画の確実性、自己資本の健全性及**<u>び経営の堅実性等の財政面の確実性</u>並びに<u>技術スタッフの組織及び個々の担当者の経歴等の保安確保の面からの技術的能力がある</u>場合(現に資金等を所有していない、又は技術者がいないものの、事業を遂行するに至るまでにこれらを確保し得る確実性を有している場合を含む。)

[第3号要件]

③ 需要想定、供給力の算定、重要な許認可の取得状況等から見て、一般送配電事業の計画が確実な資料によるものである場合

「第4号要件]

④電気工作物の電気の供給の最大能力及び調整力 (一般送配電事業以外、例えば、第2条第2項の規定により一般送配電事業とみなされる事業の用に供する電気工作物の能力は除外する。)が、その供給区域の需要に対し、不足しない場合

「第5号要件]

⑤一般送配電事業の開始により、許可申請された一般送配電事業者と既存の一般送配電事業者との関係において、又は許可申請された一般送配電事業者自身において、 その供給区域の需要に対する電気の供給のための電気工作物 (供給区域内にある電気工作物に限らず、供給区域外の送電用、配電用及び変電用の電気工作物も含む。)が著しく過剰(過剰が著しいか否かについては、社会通念によって判断するものとする。)とならないと認められる場合

[第6号要件]

- ⑥ ①から⑤までに掲げる場合のほか、公共の利益の増進のため必要かつ適切である場合、より具体的には、例えば、次のような場合とする。
- イ 一の電気事業を超えた電気事業全体としての総合的立場からの合理性の有無の観点から、全国的な電力の低廉かつ安定的な供給を担うべき事業としての事業の適切性 及び国民経済の発達を図る上で必要な電力供給を行う事業としての必要性を有していると判断される場合
- □ **暴力団員等でないこと、法人でその役員**(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) **のうちに暴力団員等のあるものでない** こと、暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことにより公共の利益の増進のため適切であると判断される場合

配電事業の参入許可審査基準について①(需要家等への説明)

参入 引継 約款 許可 承認 届出

- 配電事業者の参入に当たり、自治体や需要家等への十分な説明会等が行われることは重要。しかし、P9の整理に従えば、参入許可前では、配電事業者が一般送配電事業者から入手できる情報には制限がある。
- このため、参入許可申請時に国が審査する「①自治体や需要家等への事前説明会や通知等が 十分になされており、参入許可後事業開始までに改めて十分な説明等がなされると認められること」 と」については、参入許可前後に分けた上で、配電事業者に以下の記載を求め、国は、当該内容 の適切性等を審査することとしてはどうか。
 - <u>参入許可申請まで</u>に、配電事業者が実施した、配電事業を営もうとする旨やその事業概要に ついての説明会等の実績(※1)(※1)説明会等の実績は、「事業計画書」に記載し、参入許可申請時に提出する。
 - <u>参入許可後</u>に、一般送配電事業者から詳細な設備情報等の提供を受け、事業開始までに行う、供給条件や託送料金等の具体的な内容を含む説明会等の予定 (※2)

(※2) 説明会等の予定は、引継参入の場合は、「引継計画要旨」に記載し、参入許可申請時に提出する。

 また、国は、「引継計画」の承認の際に、上記の参入許可後の説明会等の予定の内容が「引継 計画」に継続して盛り込まれていることや、説明会等の予定が適切に実施されたことを確認することとしてはどうか。

く自治体・需要家等への通知・説明会等と許可・事業開始との関係について(イメージ)>

「参入許可」申請

参入許可

「引継計画」承認申請

事業開始

「事業計画書」に説明会等の実績、「引継計画要旨」に今後の予定を記載「「引継計画要旨」に記載の説明会等の実施等が確認できなければ「引継計画」を承認しない

一般送配電事業者が提出できる情報 (統計的に加工された情報、見積情報等)を入手

一般送配電事業者の詳細な情報を入手

自治体・需要家等への通知・説明会等(※3)

配電事業を営もうとする旨、事業概要

供給条件等の具体的な内容

(※3) 説明会等の実施方法は、配電事業エリアの規模や需要家の性質等を踏まえ、適切な媒体による全需要家への通知や、需要家との双方向のコミュニケーションが十分に取れるような自治体や経済団体、地域の消費者団体等、幅広い需要家等を対象とする説明会の実施等を求めることとしてはどうか。

白地参入の場合の自治体への説明について



- <u>引継参入</u>の場合は、配電事業者は、「引継計画」を作成し、国の承認を受ける必要がある。このため、国は、「引継計画」の承認時に、参入許可申請時に提出した「引継計画要旨」に記載された<u>説明会等の予定の内容が「引継計画」に継続して盛り込まれていることや、説明会等の予定が適切に実施されたこと</u>を確認することができる。
- 一方で、白地参入の場合は、「引継計画」を作成する義務がないため、このような確認ができない。しかしながら、白地参入の場合は、そもそも需要家等が存在しないエリアへの参入となるので、事前に説明会等を実施しておくべき対象は、災害時等において協力が必要となる自治体等のみであり、需要家は含まれない。このため、自治体等との連携体制等については、参入許可申請時に、「配電事業遂行体制説明書」で内容を確認することとしてはどうか。
 - ※「引継計画」の場合は、「引継計画要旨」において、自治体、一般送配電事業者、発電事業者、小売事業者等との連携方法等について記載 を求める。

配電事業の参入許可審査基準について②(撤退時に備えた取決め)



- 配電事業者は、引継参入する場合は、一般送配電事業者が共同して「引継計画」を作成し、「撤退時に備えた取決め」」等についての記載を求めることを想定しているが(詳細はP36参照)、白地参入する場合は、「引継計画」を作成する必要がない。一方で、引継参入か白地参入かに関わらず、撤退する際に、適正に一般送配電事業者に設備や業務等が引継がれることは重要。
- このため、参入許可申請時に国が審査する「②一般送配電事業者との間で、撤退時に 備えた取決めがなされること」については、配電事業者の撤退時の一般送配電事業者 への設備の返却等に係る取決めや、需要家等の関係者との調整を含む業務フロー等 について審査 (※) することとしてはどうか。
 - (※) 配電事業を営もうとする者は、「撤退時に備えた取決め」については、引継参入の場合には「引継計画要旨」に記載し、白地参入の場合には「撤退時取決書」に記載し、国に提出することとする。また、引継参入の場合は、「引継計画」の承認時に、当該計画に撤退時のより詳細な設備や運用等の引継ぎについて記載し、国に提出することとする。

【第6回本小委員会における委員の意見】

○ 事業者が撤退することも念頭に置いた設計が必要。例えば、第三者への譲渡や事業の継続が難しくなった場合のライセンスをどう見るか、あるいは、引継ぎ前の配電事業者のメンテナンスが十分でなかった時の、その後のメンテナンス費用の負担の在り方などについてもよく考える必要がある。

配電事業の許可取消し基準について



| 引継 | 約款 | | 承認 | 届出

配電事業の許可取消し基準については、一般送配電事業の許可取消し基準と同様に、
 法律上に許可取消しの基準が規定されており、更なる具体化が困難であるため、基準を作成しないこととしてはどうか。

(参考:一般送配電事業の許可取消しに係る条文)

電気事業法(事業の許可の取消し等)

- 第十五条 経済産業大臣は、一般送配電事業者が第七条第一項の規定により<u>指定した期間</u>(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。次条第 一項において同じ。)**内に事業を開始しないとき**は、第三条の許可を取り消すことができる。
- 2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、一般送配電事業者が**この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合**において、<u>公共の利益を阻害</u> すると認めるときは、第三条の許可を取り消すことができる。
- 3 経済産業大臣は、前二項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその一般送配電事業者に送付しなければならない。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 第2 処分の基準

- (8) 第15条第1項の規定による一般送配電事業の許可の取消し
- 第15条第1項の規定による一般送配電事業の許可の取消しについては、**同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるた** め、基準は作成しない。
- (9) 第15条第2項の規定による一般送配電事業の許可の取消し
- 第15条第2項の規定による一般送配電事業の許可の取消しについては、**同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるた** め、基準は作成しない。

(参考:配電事業の許可取消しに係る条文)

電気事業法(事業の許可の取消し等)

- 第二十七条の十二の八 経済産業大臣は、配電事業者が第二十七条の十二の六第一項の規定により経済産業大臣が指定した期間(同条第三項の規定による延長があったときは、延長後の期間)内に事業を開始しないときは、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。
- 2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、配電事業者が**この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合**において、<u>公共の利益を阻害すると認</u>めるときは、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。
- 3 経済産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、配電事業者の配電事業の用に供する配電用の電気工作物が第二条第一項第十一号の二の経済産業省 令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることが見込まれないと認めるときは、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。
- 4 経済産業大臣は、前三項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその配電事業者に送付しなければならない。

参入許可時の申請書類について



| 列極 | 利款 | 承認 | 届出

- 配電事業者には、一般送配電事業者と同等の法的義務が課せられていることから、配電事業の参入許可申請書類は、一般送配電事業の参入許可申請書類に倣う(※1)こととしてはどうか。
- その上で、**需要家等への通知や自治体等への説明会等が十分になされていること**や、「<u>撤退時に備えた取決め</u>」がなされているなど<u>事業計画の確実性</u>等を判断する観点から、託送供給等約款の記載方針に加え、引継参入の場合 (※2) は「<u>引継計画要旨</u>」、一般送配電事業者から設備の譲渡又は貸与を受けて事業を開始する場合以外は一般送配電事業者と協議の上、「<u>撤退時取決</u>書」等の提出を求めることとしてはどうか。
 - (※1) 一般送配電事業者の申請書類は、他社から設備の譲渡又は貸与を受けることを想定しておらず、設備を工事等により新設することを念頭に 置いている。そのため、配電事業者の参入許可申請書類については、一般送配電事業者等の他者から設備の譲渡又は貸与を受ける場合は、 申請時点での設備の所有者のセキュリティポリシーや、既に当該設備は運営実績があることにも留意し、技術的能力があることなど許可要件を 満たしてることを確認できる範囲において、概要等の記載で代用できることとしてはどうか。
 - (※2) 引継参入の場合であっても、一般送配電事業者又は一般送配電事業者との「引継計画」がある配電事業者からの引継ぎ以外である場合 (特定送配電事業者からの引継ぎを含む) は、「撤退時に備えた取決め」については、原則として白地参入の場合の整理に倣うこととする。一方で、自治体等への説明等については、「引継計画要旨」に記載することとする。

◎配電事業の参入許可時の申請書類(イメージ) ※黒字は一般送配電事業に倣ったもの。赤字は、配電事業固有の申請書類

- ■事業全体を審査する観点
- ① 事業計画書(委託によらず自ら技術的能力を獲得していく見通し、自治体・需要家等への説明会等の実績を含む。)
- ② 供給区域の境界を明示した地形図
- ③ 配電事業遂行体制説明書(一般送配電事業者・社外電工会社等への委託を含む)
- ④ (申請者が法人の場合) 定款、登記事項証明書役員の履歴書
- ⑤ (法人の発起人の場合) 定款、役員となるべき者の履歴書
- ⑥ (申請者が地方公共団体の場合)配電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し
- ⑦ (配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合) 水利関係の許可証
- ⑧ 電力広域機関への加入手続きをとったことの証明
- ⑨ 引継計画要旨(自治体・需要家等への説明会等の実施計画、譲渡料・貸与料の総額等を含む。)
- ⑩ 託送供給等約款の記載方針(託送料金水準・供給条件を一般送配電事業者と変更するかどうか等)
- (1) (一般送配電事業者以外の者から設備の譲渡又は貸与を受けて事業を開始する場合) 撤退時取決書

- ■経理面の審査の観点
- ⑬事業収支見積書
- ⑭ (申請者が法人の場合) 貸借対照表、損益計算書
- ■技術面(業務遂行力)等の審査観点
- ⑤電気工作物の概要
- ⑯ 送配電関係一覧図
- ⑰ 電力潮流図
- ⑱ 変電所又は発電所の主要設備の配置図
- ⑨ 調整力提供、調達に係る契約書
- 20 主たる技術者の履歴書

(参考) 撤退時取決書と引継計画・引継計画要旨との違いについて

入 引継 約 可 承認 届出

● 配電事業者を営もうとする者は、参入許可申請時に、「引継計画要旨」又は「撤退時取決書」に、国が「撤退時に備えた取決めがなされること」を確認するための内容を記載することとしている。また、許可を得た事業者は、引継計画承認申請時に、具体的な設備に係る情報を得たうえで、「引継計画」に、国が、「撤退時の設備・業務の引継ぎが適正である」ことを確認するための内容を記載することとしている。

		参入許可時	引継計画承認時
	退に係る認事項	・参入許可申請時に、国は、一送との間で、「撤 退時に備えた取決め」がなされるかどうかを確認 する。	・ <u>引継計画承認申請時</u> に、国は、一送との間で、 <u>撤退時の設備・業務の引継ぎが適正な計画</u> で あるかどうかを確認する。
具	退に係る 体的な 載内容	 ・撤退時の一送への設備の返却等に係る取決め ※ 例えば、撤退時に、一送に対して、いつ通知し、どのように設備についての情報を共有するか、連携して返却を進めるか等について記載。 ・需要家等の関係者との調整を含む業務フロー ※ 例えば、自治体や住民等に対して、いつ、どのように説明等を実施するかや、自治体やその他関係者と連携方法等について記載。 	・左に加え、一送等から譲渡・貸与を受けた設備に係る、原状回復義務の内容、貸与設備の価値 が著しく下がった場合の求償の内容等 ※設備の具体的な情報を入手し、設備ごとの原状回復の要否や、 求償の方法、返却方法、その他留意事項等について記載。
確認書類	引継 参入	あり「引継計画要旨」に記載 (「引継計画要旨」には、撤退に限らない引継のスケジュール、自 治体等への説明、災害時の連携、等も記載)	あり 「引継計画」に記載 (「引継計画要旨」には、設備情報、設備計画、工事計画、設備 保守の責任、設備の運用等も記載)
	白地 参入	あり「撤退時取決書」に記載	なし

事業計画書について



- 一般送配電事業や送電事業者の参入許可申請書類における「事業計画書」については、許可申請時点において**設備を保有していることを想定していない**ため、設備の概要を記載する箇所はなく、工事に関する計画等を中心に記載する様式となっている。
- 配電事業においては、設備を取得する方法が工事に限らず、一般送配電事業者等から譲渡・貸与されるという方法もあるため、配電事業の「事業計画書」においては、一般送配電事業者と送電事業者の様式に倣いつつ、工事の計画の他、一般送配電事業者等から貸与・譲渡される設備の概要を記載する項目を追加してはどうか。
- なお、参入許可申請時においては、一般送配電事業者から入手できる情報である「配電系統図等、高圧の配電線(6kV以上の電線路等)に関する情報」等からの記載を求めることとしてはどうか。
- <一般送配電事業や送電事業の「事業計画書」の記載項目>
 - 1 事業開始予定年月日
 - 2 一般送配電事業の開始の日以降10年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画
 - 3 所要資金の額及びその調達方法
 - 4 工事の概要

<配電事業の「事業計画書」の記載項目イメージ>

- 1 事業開始予定年月日
- 2 一般送配電事業の開始の日以降10年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画
- 3 所要資金の額及びその調達方法
- 4 委託によらず自ら技術的能力を獲得していく見通し
- 5 譲渡・貸与を受ける設備の概要(使用電圧が6kV以上の電線路、又は、最上位電圧が6kV未満の場合は最上位電圧の電線路について記載)
- 6 工事の概要